平成28年 9月24 日 一般社団法人 信書便事業者協会

当協会定款第36条第4項の規定に基づき、優良信書便事業者表彰に関する実施要領を次のとおり定める。

### 優良信書便事業者表彰 実施要領

### 1 趣旨

信書の送達を営む事業者による適正な業務運営の確保、利用者に対するサービス向上及び事業機会の拡大を図るため、これらに貢献する活動を行った者を表彰する。

## 2 募集及び選考

毎年9月26日から12月25日までの3ヶ月間募集(自薦・他薦とも可。別紙様式により推薦。)を行う。

その後、当協会に設置された顧問会議による審査結果を踏まえ、会長が理事会の同意を 得て決定する(原則として、2~3者程度)。

協会の定時総会に際して、協会会長名により表彰する。

### 【顧問会議メンバー】

竹内 健蔵 氏 東京女子大学現代教養学部国際社会学科経済学専攻 教授

永峰 好美 氏 読売新聞東京本社 企画委員

山田 忠史 氏 京都大学大学院工学研究科 准教授

### 3 選考基準

次のいずれかに該当する個人又は法人から選考する(必要に応じ活動視察を行う)。

- (1)協会が実施する信書便事業に関する研修及び広報活動について、多大の貢献が あり、他の模範となるものと認められる者
- (2) 利用者に対する更なるサービス向上に関し、多大の貢献があり、他の模範となるものと認められる者
- (3) その他、(1) (2) に該当しない表彰するにふさわしい者
- \*上記は①模範性(協会会員の模範となる活動) ②貢献性(業界の発展あるいは社会への貢献度) ③規律性(業界の信頼を強化する活動) ④独創性(業界にふさわしいビジネスモデルに革新をもたらす活動 ⑤教育の充実度(業界の信頼を継続する活動)となり、それらを選考のベースとする。

#### 4 その他

原則として、表彰対象は会員事業者とするが、業界全体の発展に寄与することを勘案し、協会の会員以外の者を表彰することもありうる。

# 実施細目

## 1、スケジュール

月項目	9 月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月
募集期間	<b>→</b> 募集期間:9月26日~12月25日						
選考及び 決定					■間会議で遺	異考・決定	
表彰						<b>←</b> 総会に	<b>→</b> て表彰

•募集 9月26日~12月25日

・選考及び決定 1月から2月の期間で選考し、顧問会議で決定

・表彰 2月下旬~3月上旬の総会にて表彰

## 2、選考の方法

各内容にてポイント制度を採用 1 人持ち点 10 点にて平均 7 点以上を条件 持続可能な活動であることを確認

### 3、発表の方法

協会のホームページに掲載、及び業界新聞に紹介をする、必要に応じて地方紙への掲載 も考慮する。

## 4、表彰内容

会長名の賞状を授与

# 5、交通費

受賞者の総会参加時の交通費は受賞者負担とする。